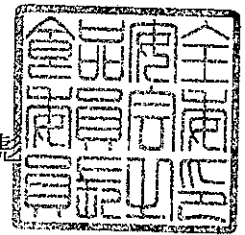




府食第616号
平成20年6月5日

農林水産大臣
若林 正俊 殿

食品安全委員会
委員長 見上 彪



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

平成20年6月2日付け20消安第1539号により貴省から当委員会に対して意
見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき農
林水産大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合のうち、以下の場合は、
同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき
に該当すると認められる。

動物用医薬品等（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬
部外品又は医療機器をいう。以下同じ。）のうち、動物用医薬品等取締規則（平成16
年農林水産省令第107号）第24条で規定する対象動物に該当しない動物であって愛
がん用のものを対象とする動物用医薬品等についての承認、再審査又は再評価を行う場
合